

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節、船舶及び海洋に関する調査研究
- (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
- (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
- (4) 海事思想の普及・啓蒙
- (5) 宮城県の指定を受けて行う慶長使節船ミュージアムの管理運営
- (6) 石巻市の指定を受けて行うサン・ファン・パウティスタパークの管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副代表理事は3名以内、専務理事及び常務理事は各1名以内とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する方法により算定された額を限度として理事会の決議によりこれを免除することができる。

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。

3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

第10章 情報公開等

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、一力 雅彦、業務執行理事は、丸森 仲吾、浅野 亨、亀山 紘及び濱田 直嗣とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 隆
伊藤 克彦
進藤 秋輝
佐藤 憲一
船渡 隆平
黒沢 正敏
西條 允敏
平川 昌宏
綿引 雄一
菅原 通悦
関口 哲雄
阿部 秀保
平 秀毅

以上

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

【会長・顧問】

(令和8年5月8日現在)

役 名	氏 名	役 職 名	備 考
会 長	村 井 嘉 浩	宮城県知事	
顧 問	濱 田 直 嗣	前宮城県慶長使節船ミュージアム館長	

【役員】

代表理事	伊 勢 雅 彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	
副代表理事	藤 崎 三郎助	仙台商工会議所会頭	
副代表理事	青 木 八 州	石巻商工会議所会頭	
副代表理事	齋 藤 正 美	石巻市長	
専務理事	早 川 新	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	
常務理事	千 葉 佳 道	公益財団法人慶長遣欧使節船協会事務局長	
理 事	岩 城 利 宏	仙台市文化観光局長	
理 事	石 川 佳 洋	宮城県環境生活部長	
理 事	後 藤 崇 徳	一般社団法人石巻観光協会会長	
理 事	石 川 雄 康	株式会社河北新報社常務取締役	
監 事	大 森 秀 和	宮城県会計管理者兼出納局長	
監 事	須 田 恵 美	石巻市会計管理者	

【評議員】

評議員	阿 部 知 顕	石巻専修大学学長	
評議員	小 林 徳 光	宮城県副知事	
評議員	佐 藤 憲 一	元仙台市博物館館長	
評議員	足 立 岳 志	石巻市文化協会会長	
評議員	渥 美 巖	東松島市長	
評議員	山 本 宏 泰	日本製紙株式会社執行役員石巻工場長	
評議員	青 野 浩 文	公益財団法人東北活性化研究センター専務理事	

1 事業運営方針



法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」という基本方針に基づき、令和7年度においては、リニューアル後のミュージアム運営を安定的に継続するとともに、企画事業、ミュージアム管理運営事業及びサン・ファン・バウティスタパーク管理運営事業を相互に関連付けながら実施した。

本年度は、リニューアルオープンを経て整備した展示環境や運営体制を前提に、日常的な来館者対応や事業運営を着実に積み重ねていく段階の年として位置付け、持続可能な運営の基盤づくりに取り組んだ。特に、文化観光拠点計画に基づく施設整備等を活かし、企画展示や体験学習事業、誘客を目的とした各種自主事業を展開することで、来館者の満足度向上及び地域の文化・観光振興に努めた。

2 公益目的事業

公-1 企画事業等

令和7年度においては、慶長遣欧使節の歴史的意義や帆船文化を広く発信することを目的として、企画展示、講演会・シンポジウム、体験学習事業、誘客を目的とした自主事業等を実施した。これらの一部は、公-2に記載する文化観光拠点計画に基づく整備事業の成果を活用して実施したものである。

(1) 企画展示事業

慶長遣欧使節及び関連する歴史・文化について、多様な切り口から理解を深める機会を提供することを目的として、企画展示を実施した。展示内容に応じて関連事業や他事業と連動させることで、展示理解の深化及び来館動機の喚起を図った。

ア) 企画展「映画のなかの復元船 ～映画『レジェンド&バタフライ』の現場から～」

開催期間	令和7年4月26日～8月25日
会場	サン・ファン館 企画展示室
内容	映画『レジェンド&バタフライ』の撮影で使用された衣装・小道具、撮影風景写真等を展示し、映像作品を通じて慶長遣欧使節船及び石巻ゆかりの歴史・文化の魅力を紹介した。
実績	13,210人（期間中入館者数）

関連事業

企画展の関連事業として、映画『レジェンド&バタフライ』の上映会を実施し、展示内容とあわせて作品の背景や映像表現への理解を深める機会を提供した。

【期間】令和7年5月3日～5月6日

【実績】230人

イ) 企画展「ローマ教皇謁見式と慶長遣欧使節」

開催期間	令和7年9月27日～12月1日
会場	サン・ファン館 企画展示室
内容	支倉常長ローマ到着410周年を契機として、ローマ教皇謁見に関する史料や解説を中心とした企画展示を実施し、遣欧使節の外交史的意義について理解促進を図った。

ウ) 大阪・関西万博出展関連企画展示

開催期間	令和7年11月12日～令和8年3月30日
会場	サン・ファン館 企画展示室
内容	大阪・関西万博のスペインパビリオンに出展された「サン・ファン・バウティスタ号」模型を展示し、国際的な文脈の中で慶長遣欧使節の歴史的意義を紹介した。



(2) 講演会・シンポジウム

慶長遣欧使節をはじめとする歴史的テーマについて、研究成果や専門的知見を広く共有することを目的として、講演会及びシンポジウムを実施した。会場開催に加え、オンライン配信を併用することで、多様な参加形態による学習機会の提供を行った。

ア) 講演会「江戸時代の外交に影響を与えた慶長遣欧使節と若宮丸漂流民」

開催日	令和7年6月7日(土)
会場	サン・ファン館 セミナールーム
内容	慶長遣欧使節と若宮丸漂流民の事例を通して、江戸時代の日本外交や当時の国際的な視点から見た日本の姿について解説し、近世日本の対外関係への理解を深めることを目的とした講演会を実施した。
実績	参加者数 約60人

イ) 支倉常長ローマ教皇謁見410周年記念シンポジウム

開催日	令和7年11月22日(土)
会場	東北福祉大学仙台駅東口キャンパス51教室(5階) ※当日、オンライン配信も実施した。
内容	慶長遣欧使節・支倉常長によるローマ教皇謁見から410年を記念し、その歴史的意義や当時の国際情勢について検証することを目的として、研究者等を招いた記念シンポジウムを開催した。
実績	参加者数 現地270人、オンライン50人、計320人



(3) 体験学習事業

体験を通じて帆船文化や木造船建造技術への理解を深めることを目的として、海洋体験及び木工体験等の体験学習事業を実施した。

ア) ミニヨット体験・ロープワーク体験

開催日	令和7年7月20日(日)、21日(月・祝)
会場	サン・ファン館 ドック棟
内容	小型ヨットによる操船体験及びロープワーク体験を通じて、帆船文化や海洋技術への理解を深める体験事業を実施した。
実績	参加者数25人(ヨット体験)



イ) かんながけ体験

開催日	令和7年9月14日(日)、15日(月・祝)
会場	サン・ファン館 ドック棟東ウイング
内容	伝統的な木工技術への理解促進を目的として、かんながけ体験を実施した。 ※ロープワーク体験も同日開催



ウ) 通年ワークショップ事業

開催日	企画展・イベント開催日にあわせて随時実施
会場	サン・ファン館 エントランス
内容	来館者が展示内容や慶長遣欧使節の歴史に親しむきっかけづくりとして、展示と連動したクイズラリーやかぶとづくり体験等のワークショップを実施した。簡単な制作体験や解説を通じて、子どもから大人まで幅広い層が参加できる内容とし、展示理解の補完を図った。



(4) 誘客促進・自主事業

多様な来館者層の来館促進及び滞在満足度の向上を目的として、年中行事や季節性を踏まえた自主事業を実施した。館内外でのイベント実施や外部催事への出展を通じて、館の認知向上及び来館動機の創出を図った。

ア) ゴールデンウィークイベント

開催日	令和7年4月29日～5月6日
会場	サン・ファン館 エントランス
内容	お菓子すくい、なりきり撮影コーナー、かぶとづくり体験、来場者プレゼントなどミニイベントを行った。
実績	2, 434人 (GW 期間中来館者数)

イ) 第32回みやぎ川崎支倉常長まつり参加

開催日	令和7年6月1日(日)
会場	川崎町役場前特設会場
内容	パンフレットの配布等を実施。

ウ) 港湾感謝祭出展

開催日	令和7年9月21日(日)
会場	石巻港大手ふ頭 (石巻市中島町)
内容	お菓子すくいをはじめ、出張ワークショップやサン・ファンオリジナルグッズ販売などを行った。
実績	イベント来場者：約15,000人(主催者発表)



エ) リニューアルオープン1周年記念イベント

開催日	令和7年10月26日(日)
会場	サン・ファン館
内容	サン・ファン館リニューアルオープン1周年を記念し、入館料無料による記念イベントを実施した。館内においてワークショップや展示解説等の関連企画を行うとともに、記念ノベルティの配布を実施し、来館者への周知及び誘客促進を図った。
実績	入館者数：421人

オ) サン・ファン館入館者3万人記念セレモニー

開催日	11月3日(月・祝)
会場	サン・ファン館 エントランス
内容	サン・ファン館リニューアルオープン後の通算入館者が3万人に達した11月3日に記念セレモニーを開催した。節目の来館者に平川館長より来館証明書とオリジナルグッズを贈った。

リニューアルオープン1周年！

2025年10月26日(日) 無料開館！
先着 100 組様限定でノベルティをプレゼント！

10.26 EVENT

いしびいとイシノマキマンが遊びに来る！

★おたのしみ抽選会★
オリジナルグッズや景品が当たる！
先着順・なくなり次第終了

館内ワークショップ
海を眺めながら工作タイム！
●メニュー (要材料持参)
缶バッジ・理木(うめき)ストラップ
政宗のかぶと など

記念撮影ブース
館長の衣装を着たり小物を使って
来館記念に1枚ぜひ。

企画展
「ローマ教皇謁見式と
慶長遠征使節」
徳川のローマ教皇謁見から410年。
この機会にローマでのご来館について
学んでみませんか？

なりきりバスポート
慶長遠征使節の人物になりきって
気持ちを書いてみよう！

VR 船内ツアー
アテンダントの解説と臨場感あふれる
映像でサン・ファン・パウティスタ号の
船内をご案内！ (約20分)

シアター映像「夢うつ」
館内シアターにて好評上映中！ (約22分)

■宮城県歴史館船ミュージアム(サン・ファン館)■

10/26 入館料無料！
宮城県石巻市渡辺字大森 30-2
開館時間：9時30分～16時30分 (最終入館16時)
休館日：火曜(祭日は開館)・年末年始
問合せ：Tel 0225-24-2210
駐車場：約300台(無料)
ウェブサイト <https://www.santjuan.or.jp/>

Instagram
Twitter
Facebook
LINE

インスタグラム
Twitter
Facebook
LINE

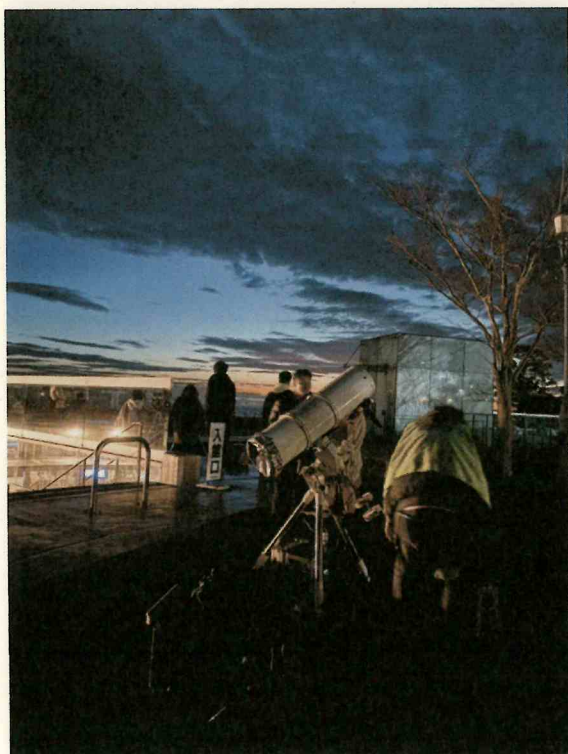
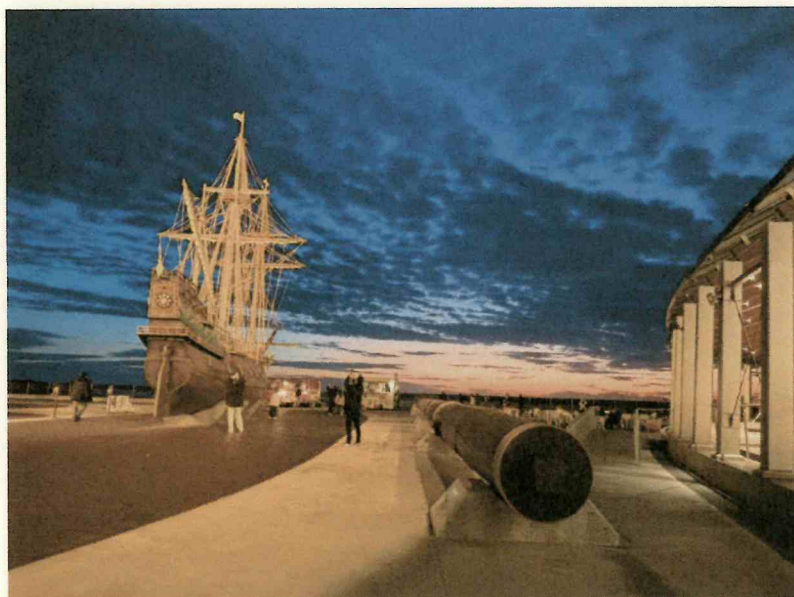
Thank you!
**1st ANNIVERSARY OF
RENEWAL OPEN!**
2024.10.26 - 2025.10.26

サン・ファン館
MIYAGI SANT JUAN
PAUTISTA MUSEUM



カ) サン・ファン館夜間特別開館 ファンタジーフェスタ2025

開催日	12月20日(土) 16:30~20:00
会場	サン・ファン館内
内容	復元船を中心としたドック棟広場をライトアップし、夜間特別開館を実施。 ドック棟での出店やスウェーデントーチでのマシュマロ焼き体験、オーナメント作りなどファンタジーフェスタとして館内で各種ミニイベントを開催。 さらに、仙台天文同好会の協力のもと展望棟芝生エリアにて天体望遠鏡を用いた天体観測会を実施した。
実績	夜間入館者：510人



キ) サン・ファン絵画コンクール2025応募作品展

開催期間	令和8年1月17日～2月23日
会場	サン・ファン館 エントランス
内容	小中学生等を対象とした絵画コンクールの応募作品を展示し、慶長遣欧使節船及び地域の歴史・文化への理解促進と青少年の創作活動の振興を図った。
実績	応募作品 125点
備考	①募集期間：令和7年7月上旬～令和7年10月13日（月） ②審査会：令和7年11月13日（木）13時30分～ ③表彰式：令和8年1月18日（日）11時～（会場：セミナールーム） ④入賞数：入賞計16点（最優秀賞、優秀賞、入選、審査員特別賞） ※表彰式出席12名／欠席4名 ⑤応募内訳：小学校低学年44点／高学年42点／中学生39点 （計125点）



(5) 共催・協賛事業

地域団体や関係機関等と連携し、共催又は協賛の形で各種事業に参画した。これらの取組を通じて、地域行事の充実を図るとともに、当館の活動内容や歴史的テーマの周知に努めた。

ア) 第32回サン・ファン祭り (共催)

開催日	令和7年5月18日(日)
会場	ミュージアム及びサン・ファンパーク
内容	進水日を記念した地域イベントとして開催され、本館も企画・運営に参画した。
実績	パーク入場者数 約12,000人／サン・ファン館入館者数 986人



イ) 川村孫兵衛生誕450周年記念・石巻市新市施行20周年記念シンポジウム 地域創世の先駆者川村孫兵衛と石巻の発展 (共催)

開催日	令和7年11月30日(日)
会場	石巻専修大学5301教室
内容	江戸時代に北上川などの大規模改修を手がけ、石巻の発展の基礎を造り上げた川村孫兵衛重吉の足跡をたどり、地域創生の在り方を考えるシンポジウムを開催した。(主催：東北都市学会石巻支部、石巻市、市教委、国土交通省北上川下流河川事務所、河北新報社、三陸河北新報社)
実績	参加者数：約300人

公-2 ミュージアム管理運営事業

本事業は、宮城県慶長使節船ミュージアムの展示・施設機能を安定的に維持するとともに、来館者が安全かつ円滑に利用できる環境を確保することを目的として実施した。令和7年度においては、文化観光拠点計画に基づく整備成果を活用しながら、展示案内、広報、団体受入れ、特別開館、設備保守及び研修・防災対応等を総合的に行い、企画事業（公-1）と連動したミュージアム運営に努めた。

（1）年間来館者数実績

令和7年度の入館者数は、28,713人であった。月別入館者数は下表のとおりであり、ゴールデンウィークを含む5月および夏季休暇期間の8月に入館者数が多かった。

令和7年度 月別入館者数（月別人数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1,916	4,549	2,334	2,064	3,798	2,084
10月	11月	12月	1月	2月	3月
2,523	2,826	1,616	1,156	1,790	2,057

合計28,713人

（2）展示案内



来館者に対して展示内容を分かりやすく伝えるため、展示案内業務を実施した。日常的な来館対応においては、アテンダントが館内導線の案内や展示の位置関係等に関する案内対応を行い、来館者が円滑に展示を見学できるよう配慮した。

また、視察団体や来客団体等に対しては、館長または学芸員が展示に関する歴史的背景等について案内解説を実施し、団体の来館目的や関心に応じた対応を行った。

（3）広報業務

当館の認知向上及び来館促進を図るため、公式WEBサイトやSNSをはじめとする各種媒体を活用した広報業務を実施した。企画展や各種事業の実施にあわせ、関係機関やメディアと連携した情報発信を行った。

ア) 公式WEBサイト及びSNSによる情報発信

イ) 宮城県・石巻市の広報誌への情報提供

ウ) テレビ・ラジオ等のメディア取材への対応

エ) 企画展・各種事業の実施にあわせた広報対応

(4) 団体等の誘致・受入れ

学校団体及び一般団体による見学利用について、団体の特性や利用目的に応じた受入対応を行った。あわせて、来館者の増加及び団体利用の促進を目的として、観光エージェント等を対象とした商談会への参加や営業活動を実施し、施設の認知向上及び団体誘致に努めた。

ア) 館内団体における団体対応

館内における団体見学については、学校団体及び一般団体を対象に、展示見学を基本としつつ、シアター上映や自由見学との組み合わせ、セミナールームの利用、団体の特性や利用目的に応じた柔軟な受入対応を行った。

また、小学校から大学までの校外学習やゼミ活動、視察目的の来館に対応するとともに、福祉関係団体等に対しては、車いす利用への配慮や動線調整、減免案内等を行い、円滑な利用環境の確保に努めた。あわせて、海外からの来館者を含む団体については、字幕付き映像の上映等により対応した。



イ) 観光キャラバンへの参加

実施日	仙台市：令和8年2月10日／山形県：令和8年2月
内 容	山形県及び仙台市内の観光エージェントを対象とした訪問キャラバンに参加し、当館を含む石巻圏域の観光資源についてPRを行った。
実 績	訪問社数 仙台市：16社／山形県：21社

ウ) 石巻圏学びの旅商談会への参加

実施日	令和8年1月20日（火）
会 場	マルホンまきあーとテラス（石巻市複合文化施設）2階研修室
内 容	石巻圏観光振興機構が主催する観光エージェント商談会に参加し、圏域内の観光施設と連携して当館のプレゼンテーションを行うとともに、個別商談を実施した。
実 績	商談実施社数：4社

エ) インバウンドファムツアー受け入れ（石巻圏観光推進機構主催）

実施日	令和7年12月5日（金）
人 数	5名来館

オ) 石巻市内小・中校長会の開催

実施日	令和8年2月14日（土）
概 要	石巻市内の小学校（30校）及び中学校（17校）の校長会の会議を当館で開催してもらい、館長による展示解説や当館のPRを行った。
人 数	約70名（事務局含む）

（5）特別開館

来館機会の拡充を目的として、通常の開館時間帯以外における特別開館を実施した。記念日や季節に応じた開館形態を取り入れ、企画事業等と連動した運営を行った。

ア) 海の日特別開館	7月21日（月・祝）／入館料無料
イ) 夏季延長開館	8月1日（金）～8月31日（日）／閉館時間を延長
ウ) 夜間開館	12月／夜間時間帯まで開館時間を延長し、関連企画イベントを併催
エ) 特別延長開館	学校団体の利用にあたっては、市内に宿泊する小中学校の校外学習等を対象として、通常の開館時間に加えた特別延長開館を実施し、学習行程に配慮した柔軟な受入対応を行った。

（6）各種設備機器保安・保守業務

来館者の安全確保及び施設の適切な維持管理を図るため、館内外施設の設備機器について、定期的な点検及び保守業務を実施した。

ア) 清掃業務	館内及び周辺施設の清掃
イ) 警備業務	夜間・休日を含む警備・巡回
ウ) 昇降装置保守点検	エレベーター等の保守・点検
エ) 階段昇降機等保守点検	エスカレーター、リフター等の点検
オ) 施設管理業務	館内設備機器等の総合的な管理・点検
カ) 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定・管理
キ) 電気設備管理保安業務	館内電気設備の保安・保守

(7) 研修・防災訓練

来館者の安全確保及び職員の業務遂行能力の向上を図るため、防災訓練の実施並びに各種研修・会合等への参加を行った。

ア) 防災訓練の実施	火災等の発生を想定した避難訓練を実施し、来館者の避難誘導、初動対応、職員間の役割分担及び連絡体制の確認を行った。
イ) 研修への参加	宮城県内博物館関係団体（博物館連絡協議会等）の会合に参加し、博物館運営、展示、教育普及等に関する情報共有及び意見交換を行った。また、展示案内の改善と自己のスキル向上のため、関係事業者（TOPPAN 株式会社）を訪問し、研修を実施した。
ウ) その他	展示・コンテンツ制作等に関する情報収集及び意見交換を行った。



(8) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

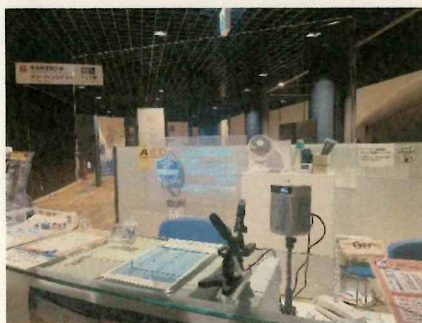
館長の諮問機関として、博物館学職経験者や関係団体等の有識者からなる企画運営委員会を開催し、当館の企画及び運営に関する意見聴取を行った。

開催日	令和8年2月20日（金）
会場	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口

(9) 文化観光拠点計画関連事業（整備事業）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく認定計画に沿って、展示環境の充実、体験機能の強化、多言語対応等を目的とした各種整備を実施した。本整備の成果は、公－1に記載する企画展示や体験学習事業等に活用されている。

ア)	慶長遣欧使節の意義を伝えるコンテンツ整備事業	ローマ教皇宛て伊達政宗書状（日本語版・ラテン語版）の複製制作を行い、常設展示室内の展示コーナー造形改修設計（ケース検討・解説追加等）を実施した。
イ)	慶長遣欧使節をはじめとした文化資源の魅力を発信する事業	調査研究の成果を基盤として企画展示を開催し、あわせてシアター映像「夢うつつ」の解説整備を行った。
ウ)	帆船と航海に関する体験企画事業の整備と実施	体験講座（ミニヨット／ロープワーク／カンナがけ）を実施するとともに、ロープワークコーナー更新や木材の重さ・密度体験コーナー新設など体験展示を整備した。
エ)	サン・ファン館への交通案内の強化	JR 渡波駅での案内整備（パンフレットラック、案内看板更新・多言語表記）および国道398号線沿い案内看板の修繕・更新を行った。
オ)	文化観光資源の魅力を伝える多言語 WEB サイトへのリニューアル事業	多言語対応の強化とアクセス情報の充実を柱に WEB サイトを全面リニューアルし、CMS による体験・ショップ等の紹介機能整備や外部多言語解説の一元管理化等を行った。
カ)	サン・ファン館の利便性向上のための整備	受付のキャッシュレス決済導入、多言語対応字幕表示システム整備、無線 LAN 整備、トイレ内ベビー製品整備等を行った。
キ)	ミュージアムカフェの設置・厨房設備の整備	カフェスペースの内装改修と厨房備品導入等により、滞在型ミュージアムとしての機能強化に向けた環境整備を行った。



立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファン・バウティスタパークは、ミュージアムの付帯施設として、来園者の憩いの場及びイベント会場を提供している。

慶長遣欧使節の歴史的偉業を顕彰するとともに、市民の文化活動の向上及び憩いの場の提供を目的として、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムと一体的な管理運営を行い、効率的かつ適切な維持管理に努めた。



(1) 年間来園者数実績

令和7年度のサン・ファン・バウティスタパークの来園者数は、63,866人であった。

令和7年度 月別来園者数（月別人数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
4,214	18,413	4,753	4,728	8,389	4,191
10月	11月	12月	1月	2月	3月
4,208	4,151	2,593	1,986	2,781	3,459

合計63,866人

(2) 観光案内・利用支援業務

サン・ファン・パウティスタパークを来園者及び観光客が円滑に利用できるよう、観光案内及び利用支援業務を実施した。あわせて、地域情報の発信や利便性向上に向けた取組を行った。

(3) 各種設備機器保安・保守業務

不特定多数の利用者が安全に利用できるよう、園内施設及び附帯設備について、専門業者と連携しながら保守・管理業務を行った。

ア) 清掃業務	パーク敷地内の清掃
イ) 警備業務	夜間警備及び巡回
ウ) 施設管理業務	立体駐車場及び園内設備等の管理
エ) 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定及び管理

(4) 利用実績

各種イベント開催や市民団体等への貸出しを通じて、パークの利活用を促進し、地域の賑わい創出に寄与した。

ア) 第32回サン・ファン祭り（令和7年5月18日）

イ) その他、地域行事・イベント等での利用



3 収益事業

収-1 ミュージアムショップ運営事業

来館者の利便性向上及び関連商品の普及を目的として、ミュージアムショップを運営した。サン・ファン・パウティスタ号及び慶長遣欧使節に関連するオリジナルグッズ、地域産品等の販売を行うとともに、企画展示や各種事業と連動した商品の展開を行った。



4 法人管理

法人運営の透明性及び健全性を確保するため、関係法令及び定款に基づき、理事会及び評議員会を適切に開催し、法人運営に係る重要事項について審議及び決定を行った。

(1) 理事会

法人運営に係る重要事項について審議及び決定するため、定款及び関係法令に基づき理事会を開催した。

第1回理事会	令和7年	4月14日(月)	※決議の省略
第2回理事会	〃	5月23日(金)	
第3回理事会	〃	6月25日(水)	※決議の省略
第4回理事会	令和8年	3月16日(月)	※決議の省略

(2) 評議員会

法人運営の透明性を確保するため、定款に基づき評議員会を開催し、各種報告及び審議を行った。

第1回臨時評議員会	令和7年	4月30日(水)	※決議の省略
定時評議員会	〃	6月11日(水)	※決議の省略
第2回臨時評議員会	〃	7月14日(月)	※決議の省略

(消費税は内税処理)

正味財産増減計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

全会計

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	15,034,054	13,567,023	1,467,031
基本財産受入利息	15,034,054	13,567,023	1,467,031
事業収益	189,443,934	161,281,467	28,162,467
指定管理者事業収入	178,214,000	156,077,830	22,136,170
宮城県	138,214,000	116,077,830	22,136,170
石巻市	40,000,000	40,000,000	0
利用料金収入	8,204,800	3,517,500	4,687,300
グッズ事業収入	3,025,134	1,686,137	1,338,997
受取補助金等	17,218,514	5,493,692	11,724,822
受取国庫補助金	13,517,421	5,000,000	8,517,421
文部科学省	13,517,421	0	13,517,421
地域観光新発見事業事務局	0	5,000,000	△ 5,000,000
受取地方補助金	3,115,397	0	3,115,397
宮城県	3,115,397	0	3,115,397
受取国庫助成金	585,696	493,692	92,004
東北電力㈱	585,696	493,692	92,004
雑収益	800,203	744,407	55,796
雑収益	800,203	744,407	55,796
経常収益計	222,496,705	181,086,589	41,410,116
(2) 経常費用			
事業費	219,501,327	180,648,375	38,852,952
給料手当	54,858,625	48,318,473	6,540,152
賞与引当金繰入	4,317,014	3,833,301	483,713
法定福利費	8,615,396	7,521,008	1,094,388
福利厚生費	1,118,760	1,960,924	△ 842,164
旅費交通費	513,576	362,138	151,438
グッズ購入費	2,066,299	1,200,230	866,069
通信運搬費	1,605,535	1,302,796	302,739
減価償却費	981,252	405,985	575,267
消耗品費	4,662,751	3,292,805	1,369,946
修繕費	7,205,653	4,681,679	2,523,974
燃料費	4,186,987	2,198,407	1,988,580
光熱水料費	21,329,604	15,636,662	5,692,942
使用料及び賃借料	3,247,187	2,290,569	956,618
保険料	927,854	629,826	298,028
広告宣伝費	1,653,254	3,401,424	△ 1,748,170
諸手数料	266,600	190,524	76,076
諸謝金	390,959	221,644	169,315
租税公課	3,765,717	4,352,441	△ 586,724
支払助成金	400,000	300,000	100,000
委託費	97,274,495	78,485,396	18,789,099
食料費	111,809	62,143	49,666
雑費	2,000	0	2,000
管理費	7,361,411	6,711,373	650,038
給料手当	3,801,280	3,002,806	798,474
賞与引当金繰入	299,661	233,757	65,904
法定福利費	482,818	399,168	83,650
福利厚生費	27,504	37,312	△ 9,808
会議費	206,684	242,990	△ 36,306
旅費交通費	477,499	52,390	425,109
通信運搬費	8,989	0	8,989

(消費税は内税処理)

正味財産増減計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

全会計

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
減価償却費	75,790	75,790	0
消耗品費	185,584	203,521	△ 17,937
燃料費	132,930	72,179	60,751
光熱水料費	519,398	386,536	132,862
使用料及び賃借料	194,053	203,588	△ 9,535
保険料	0	9,710	△ 9,710
広告宣伝費	30,000	27,500	2,500
諸手数料	344,346	464,873	△ 120,527
租税公課	94,742	90,696	4,046
支払負担金	260,000	321,740	△ 61,740
支払寄付金	10,000	20,000	△ 10,000
交際費	210,133	826,933	△ 616,800
食糧費	0	39,884	△ 39,884
経常費用計	226,862,738	187,359,748	39,502,990
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,366,033	△ 6,273,159	1,907,126
基本財産評価損益等	1,720,000	11,618,000	△ 9,898,000
投資有価証券評価損益等	△ 1,524,000	△ 7,724,400	6,200,400
評価損益等計	196,000	3,893,600	△ 3,697,600
当期経常増減額	△ 4,170,033	△ 2,379,559	△ 1,790,474
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
雑損失	0	0	0
雑損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 4,170,033	△ 2,379,559	△ 1,790,474
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,170,033	△ 2,379,559	△ 1,790,474
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	△ 4,242,033	△ 2,451,559	△ 1,790,474
一般正味財産期首残高	87,132,604	89,584,163	△ 2,451,559
一般正味財産期末残高	82,890,571	87,132,604	△ 4,242,033
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1) 基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価益		0	0
(2) 基本財産評価損	85,619,800	67,842,600	17,777,200
基本財産評価損	85,619,800	67,842,600	17,777,200
(3) 一般正味財産振替額	1,720,000	11,618,000	△ 9,898,000
一般正味財産振替額	1,720,000	11,618,000	△ 9,898,000
当期指定正味財産増減額	△ 87,339,800	△ 79,460,600	△ 7,879,200
指定正味財産期首残高	952,498,100	1,031,958,700	△ 79,460,600
指定正味財産期末残高	865,158,300	952,498,100	△ 87,339,800
Ⅲ 正味財産期末残高	948,048,871	1,039,630,704	△ 91,581,833

貸借対照表

令和 8 年 3 月 3 1 日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	74,429,031	106,758,520	△ 32,329,489
未収金	16,810,493	100,793	16,709,700
前払金	152,081	11,660	140,421
商品	1,055,206	1,207,793	△ 152,587
流動資産合計	92,446,811	108,078,766	△ 15,631,955
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	863,933,000	951,272,800	△ 87,339,800
定期預金	1,225,300	1,225,300	0
基本財産合計	865,158,300	952,498,100	△ 87,339,800
(2) 特定資産			
積立資産	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
構築物	3,404,235	3,480,025	△ 75,790
車輛運搬具	3	3	0
什器備品	3,976,031	2,697,993	1,278,038
電話加入権	268,160	268,160	0
預託金	20,450	20,450	0
その他の固定資産合計	7,668,879	6,466,631	1,202,248
固定資産合計	872,827,179	958,964,731	△ 86,137,552
資産合計	965,273,990	1,067,043,497	△ 101,769,507
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,885,544	21,833,335	△ 10,947,791
賞与引当金	4,616,675	4,067,058	549,617
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	1,650,900	1,440,400	210,500
流動負債合計	17,225,119	27,412,793	△ 10,187,674
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	17,225,119	27,412,793	△ 10,187,674
III 正味財産の部			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	1,225,300	1,225,300	0
受贈投資有価証券	863,933,000	951,272,800	△ 87,339,800
指定正味財産合計	865,158,300	952,498,100	△ 87,339,800
(うち基本財産への充当額)	865,158,300	952,498,100	△ 87,339,800
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	82,890,571	87,132,604	△ 4,242,033
一般正味財産合計	82,890,571	87,132,604	△ 4,242,033
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	948,048,871	1,039,630,704	△ 91,581,833
負債及び正味財産合計	965,273,990	1,067,043,497	△ 101,769,507

1 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会
(様式3-2)

キャッシュ・フロー計算書

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	△ 4,170,033	△ 2,379,559	△ 1,790,474
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	1,057,042	481,775	575,267
基本財産評価	△ 1,720,000	△ 11,618,000	9,898,000
投資有価証券評価損益	1,524,000	7,724,400	△ 6,200,400
他会計振替額	△ 4,170,033	△ 2,379,559	△ 1,790,474
未収金の増減額	△ 16,709,700	△ 90,531	△ 16,619,169
前払金の増減額	△ 140,421	△ 11,660	△ 128,761
未払金の増減額	△ 10,947,791	14,831,347	△ 25,779,138
未払消費税の増減額	210,500	△ 833,900	1,044,400
指定正味財産からの振替額	△ 1,720,000	△ 11,618,000	9,898,000
その他	90,616,037	32,399,750	58,216,287
小計	57,999,634	28,885,622	29,114,012
4. 指定正味財産増加収入			
一般正味財産への振替額	1,720,000	11,618,000	△ 9,898,000
基本財産増加収入	△ 85,619,800	△ 67,842,600	△ 17,777,200
指定正味財産増加収入	△ 85,619,800	△ 67,842,600	△ 17,777,200
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,790,199	△ 41,336,537	9,546,338
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	1,082,406,836	893,456,193	188,950,643
基一投資有価証券売却収入	1,082,406,836	893,456,193	188,950,643
敷金・保証金戻収入	20,450	20,450	0
保証金戻り収入	20,450	20,450	0
投資活動収入計	1,082,427,286	893,476,643	188,950,643
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出	1,080,686,836	840,757,062	239,929,774
基一投資有価証券取得支出	1,080,686,836	840,757,062	239,929,774
固定資産取得支出	2,259,290	898,700	1,360,590
什器備品購入支出	2,259,290	898,700	1,360,590
敷金・保証金支出	20,450	20,450	0
保証金支出	20,450	20,450	0
投資活動支出計	1,082,966,576	841,676,212	241,290,364
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 539,290	51,800,431	△ 52,339,721
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 32,329,489	10,463,894	△ 42,793,383
V 現金及び現金同等物の期首残高	106,758,520	96,294,626	10,463,894
VI 現金及び現金同等物の期末残高	74,429,031	106,758,520	△ 32,329,489

財 産 目 録
令和 8 年 3 月 31 日現在

(単位: 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				(単位：円)
	現金	小口現金有高	運転資金として	307, 258
	預金	普通預金		
		七十七銀行渡波支店 (事業費)	運転資金 (事業費管理) として	39, 233, 264
		七十七銀行渡波支店 (利用料金口座)	運転資金 (利用料金管理) として	23, 706, 228
		七十七銀行渡波支店 (預り金口座)	運転資金 (預り金管理) として	0
		七十七銀行渡波支店 (市委託)	運転資金 (市委託管理) として	4, 847, 391
		七十七銀行渡波支店 (事業収入)	運転資金 (事業収入管理) として	1, 616, 350
	仙台銀行石巻支店 (事業費)	運転資金 (事業費管理) として	4, 718, 540	
	未収金	文部科学省	文化芸術振興費補助金	13, 517, 421
		宮城県	人件費高騰対応補助金	3, 115, 397
日専連		クレジット 入館料・ショップ売上金	100, 722	
ネオス(株)		自動販売機(防災対策自販機)電気料・使用料	52, 056	
みやぎポイント・JTBクーポン・宮城県教職員互助会		入館料	18, 600	
コカ・コーラ・東北フローズン(株)		自動販売機販売手数料	5, 178	
石巻観光協会	ショップ売上金	1, 119		
前払金	セコム(株)	4 月分 A E D 使用料	11, 660	
	石巻税務署	年末調整金未清算金	140, 421	
商品		販売用として	1, 055, 206	
流動資産合計				92, 446, 811
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	有価証券 第577回中部電力債 (20年) 第154回国債 (20年) 第68回利付国債 (30年) 第44回利付国債 (30年)	公益目的保有財産(51.7%)及び法人活動に供する財産(48.3%)であり、運用益を公益目的事業と法人管理の財源として使用している。	91, 330, 000 507, 696, 000 15, 591, 000 249, 316, 000
	定期預金	定期預金 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店	同上	588, 700 636, 600
特定資産	構築物	協会設立30周年記念碑		3, 404, 235
その他	車輛運搬具	中古車輛3台		3
固定資産	什器備品	事務用品, 消防関係設備等	公益目的保有財産(ミュージアム)	3, 757, 866
		観光案内所カウンター等	公益目的保有財産(パーク)	218, 155
		展示用絵画他	展示用絵画他	10
	電話加入権	4回線		268, 160
	預託金		公用車リサイクル料	20, 450
固定資産合計				872, 827, 179
資産合計				965, 273, 990
(流動負債)				
	未払金	陽光ビルサービス(株)	3 月分施設管理・清掃事業他	5, 096, 895
		東北電力(株)	3月分電気料	1, 694, 636
		ダイコー(株)	3 月分エレベーター・エスカレーター管理費	1, 177, 000
		石巻年金事務所	3 月分社会保険料	1, 132, 506
		カガク興商(株)	3月分灯油・ガソリン代	542, 842
		タカオ(株)	遊具規準劣化点検業務	220, 000
		アンデックス(株)	SNS広告運用業務一式	207, 900
		宮城労働局	令和 7 年度労働保険料	120, 869
		(株)PIJIN	QR Translatorシステム利用料	100, 567
		(有)ダスキン サカ	3月分マットレンタル料	86, 428
		アマゾンジャパン	3 月時文房具等購入代金	62, 768
		(株)プレスアート	販売用書籍購入代	41, 250
		日の出工房	マグネット・コースター他購入代	38, 984
		(株)ナリサワ	3 月時文房具等購入代金	38, 775
		(株)ミロク情報サービス	3月分会計ソフト使用料	24, 901
		その他	職員 3 月残業手当等	299, 223
		賞与引当金		支払見込額の当期負担分計上
	未払消費税等	消費税確定納付額	石巻税務署	1, 650, 900
未払法人税等	法人県民税均等割 法人市民税均等割	宮城県	22, 000	
		石巻市	50, 000	
流動負債合計				17, 225, 119
負債合計				17, 225, 119
正味財産				948, 048, 871

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 令和8年度事業計画

1. 事業運営方針

公益財団法人慶長遣欧使節船協会は、大航海時代の慶長遣欧使節の歴史的意義と船舶・海洋に関する知識の普及を通じて、地域社会の活性化と青少年の健全な育成に寄与することを基本理念としている。

宮城県および石巻市の指定を受けたミュージアム・パークの管理運営を基盤に、調査研究・資料展示・体験学習・思想啓蒙といった多角的な事業を通じて、文化観光と教育の拠点機能を構築し、地域の特性を活かした事業展開を図るとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、宮城県内における持続可能な地域づくりに貢献していくもの。

2 公益目的事業

公-1 企画事業

事業運営方針を念頭に、慶長遣欧使節及び船舶文化を取り巻く要素をテーマにした各種企画展、帆船文化を伝える体験事業、誘客事業等の自主事業を展開していく。また、1996年の開館から30周年の節目を迎えることから、関係団体と連携の上で、開館30周年記念事業を開催していく。

(1) 企画展示事業

名称	開催時期	備考
ア) 前期企画展	令和8年春～秋季	
イ) 後期企画展	令和9年冬季	

(2) 体験学習事業

名称	開催時期	備考
ロープワーク体験	各月第3日曜日	
ミニヨット体験	令和8年7月18日(土)～20日(月祝)	
かんながけ体験	令和8年8月11日(火祝)	
天体観測体験	令和8年12月19日(土)	夜間特別開館で実施

(3) 自主事業（誘客促進事業等）

名称	開催時期	備考
ゴールデンウィーク特別イベント	令和8年5月2日(土)～6日(水祝)	5日間
サン・ファン絵画コンクール	令和8年7月初旬～令和9年1月下旬	
シルバーウィーク特別イベント	令和8年9月19日(土)～23日(水祝)	5日間
サン・ファン館 夜間特別開館	令和8年12月19日(土)	

(4) ミュージアム開館30周年記念事業

名称	開催時期	備考
ア) 開館30周年記念式典	令和8年中	
イ) 開館30周年記念イベント	令和8年中	
ウ) 開館30周年記念特別展	令和8年秋季	

(5) 共催・協賛事業等

名称	開催時期	備考
第33回サン・ファン祭り	令和8年5月中	

公-2 宮城県慶長使節船ミュージアム 管理運営事業

令和7年度以降のミュージアムの管理運営においては、全面的にリニューアルされた展望棟・ドック棟展示及び令和5年度に改正された博物館法に対応する形で、これまでの管理運営で培ってきた専門的な知識経験を最大限に生かしながら、慶長使節及び帆船に関する調査研究及び普及活動を行い、適切な施設の運営管理、各種事業を実施する。

(1) 慶長使節船ミュージアム 展示・解説業務

展望棟・ドック棟の要所にアテンダントを配置し展示案内を行うほか、希望する団体や学校等を対象に施設全体の展示解説を実施する。

(2) 慶長使節船ミュージアム 広報業務

宮城県・石巻市の広報誌、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等メディアを活用した広報を実施する。また、当館WEBサイトを積極的に活用し、SNS等の情報発信ツールと併せ、ミュージアムの魅力を最大限にPRできるよう努める。

(3) 学校団体等の受け入れ事業

県内外の小中高生を中心に、修学旅行・校外学習などの受け入れに努め、慶長遣欧使節等の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供する。

(4) 慶長使節船ミュージアム 特別開館

観光・学習・余暇等、様々な来館者のニーズに対応し、併せて満足度の向上を図るため、記念日等における入館料無料開放や延長開館などの特別開館を実施する。

名称	開催時期	備考
第33回サン・ファン祭り 無料開館	令和8年5月中	無料開館
海の日無料開館	令和8年7月20日(月祝)	無料開館
出帆記念日無料開館	令和8年10月28日(水)	無料開館
サン・ファン館 夜間特別開館	令和8年12月19日(土)	延長開館

(5) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

業種名	内容
ア) 清掃業務	館内の清掃
イ) 警備業務	館内のカフェ・レストラン・自動販売機の運営
ウ) 昇降装置保守点検業務	エレベーターの保守・点検
エ) 階段昇降機設備保守点検業務	エスカレーター・リフターの保守・点検
オ) 施設管理業務	館内設備機器等の総合的な管理・点検
カ) 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定等
キ) 電気設備管理保安業務	館内電気設備の保安

(6) 慶長使節船ミュージアム 研修・防災訓練等

来館者の利便性の向上や安全確保のため、消防署職員等による講習会、実施訓練などを実施する。また、各種研修等を通し、観光やインバウンド等幅広いニーズの対応に努める。

内 容
ア) 避難訓練の実施（消防署職員の指導による火災・地震を想定）
イ) A E D講習会の実施（消防署職員による実施訓練）
ウ) 研修視察及び観光関連セミナー（博物館・観光施設等）

(7) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

館長の諮問機関として、博物館学職経験者、関連団体等の有識者からなる会議を開催し、企画広報事業に対しての意見や提案等を受け事業運営に反映させる。

(8) 文化観光拠点施設機能強化事業

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づき認定された拠点計画をベースに、宮城県及び石巻市内の関係団体と連携を図りながら、文化の振興を起点とした文化観光を推進し、文化・観光の振興、地域の活性化の好循環を図る目的で下記の整備を行う。

名称	内 容
ア) 慶長遣欧使節の意義を伝えるコンテンツ整備事業	書状等の複製の製作・展示・解説
イ) 展覧会及び関連企画の開催事業	文化資源の調査・研究・展示の実施
ウ) 食とアートに関する体験企画事業の開発実施	衣装の製作・解説等
エ) 天文と航海術に関するプラネタリウムコンテンツの制作	プラネタリウム機器の設置等
オ) 石巻市サン・ファン・パウティスタパークの利便性向上	案内サインの整備・休憩スペースの整備等
カ) ミュージアムカフェにおける飲食の提供・商品開発事業	オリジナル商品の開発・提供等
キ) サン・ファン館の利便性向上のための整備	案内サインの整備、多言語放送の整備等
ク) ミュージアムカフェの設置・厨房設備の整備	カフェスペースの魅力向上等